

自治体政策の ススス

バリアフリー再検証①

28

東洋大学名誉教授

高橋 儀平

いま改めて思うのは、バリアフリーは共生社会の創造の骨幹であるということである。今日、ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザイン、アクセシビリティなどと類似する表現や政策が多いが、歴史的経過や語源を問うのであれば別だが、私はあまり名称にはこだわらない。まずは身近なバリアに気付いてなくすことに主眼を置きたい。

バリアは、私が専門とする建築以外にも家族、職場、学校、情報、移動、観光、そして制度、人種、宗教などに、挙げるときりがなく様々なバリアがある。近年「心のバリアフリー」という制度政策が重視されているが、元々はこれらの根底にあるのは「差別」や「偏見」である。自然界の地形にある「物理的バリア」と

「みんなの家」のバリア

は異なり、ほとんどは私たちの文化、慣習、法制度などの長い歴史により形成されたものばかり。つまり人間が作ったものだ。中には権力により恣意的に作られたバリアもあるが、無意識的に、あるいは人間の無知により作られてしまう場合も少なくない。

例えば、私が日ごろ関わるまちづくりの中で、よく「住民参加」や「みんな」という言葉が使われる。しかし、住民参加になぜか「障害のある人」が参画していない。「みんな」といっても「障害のある人」がいない。意識的な排除はないと思うが、今でも思い出すのは東日本大震災の後に仮設団地に作られた「みんなの家」である。切り離されたコミュニティを再生するため各地の仮設団地

にこのたまり場が建設されたが、中には車椅子使用者用トイレが設けられていなかった。たったそれだけのことなのである。

第一に、気づいたときにバリアをなくす努力をした。大切なのは自分の専門領域や自分の職域にこだわらずにそのバリアに気づいたときに周りの人たちと一緒に頑張ってバリアをなくす努力をすることである。そのことで、どれほど多くの市民の方が解き放たれるかを考えたい。

◇ たかはし・ぎへい「東洋大工卒。同工学部教授、ライフデザイン学部長などを歴任。1997年に「福祉のまちづくり研究会」の発足に事務局長として参加し、2009、13年まで「日本福祉のまちづくり学会」会長。

自治体政策の ススメ



バリアフリー再検証②

24

東洋大学名誉教授

高橋 儀平

2021年9月5日、

1年延期された東京パラリンピックが無事終了した。基本、無観客ではあったが22競技539種目という大きなイベントとなった。特に最後の閉会式ハフォーマンズは感動の連続であった。

東京2020大会で私たちは何を学んだのであろうか。新型コロナウイルスのパンデミック下の大会として歴史に刻まれていくこととは間違いない。その準備から大会まで「多様性と調和」が度々、論点と

2020大会から何を学んだか

なった。日本社会を映し出した関係者の言動、NHKの手話放送の対応、そして性的マイノリティ・アスリート問題も登場し、やや混沌とした時期もあった。さすがに後半のパラ大会ではメディアにも多くの多様な障害のある人が前面に出て、国民の大多数も多様性の理解に一步近づいたに違いない。大切なのはこの後どうするかである。

ハラ大会で経験したさまざまな障害、性、人種、年齢をもつ人ひとの参画

なつた。日本社会を映し出した関係者の言動、NHKの手話放送の対応、そして性的マイノリティ・アスリート問題も登場し、やや混沌とした時期もあった。さすがに後半のパラ大会ではメディアにも多くの多様な障害のある人が前面に出て、国民の大多数も多様性の理解に一步近づいたに違いない。大切なのはこの後どうするかである。

ハラ大会で経験したさまざまな障害、性、人種、年齢をもつ人ひとの参画

をこれからの社会形成で形骸化させてはいけな

い、一過性にしてはいけ

ないと感じる。東京

大会からは、あらためて

「人権」と「個人の尊厳

が守られること」の重要

性を学んだ。当たり前の

ことではあるが、差別な

く個人の尊厳を守ること

こそが社会をよりよく変

革していく大きな力とな

り得ると確信する。

東京2020大会がも

たらしたパラスポーツか

らは、スポーツの持つ力、

つまり人々の感動を方々

に変える力、コミュニ

ケーションの大切さを学

んだ。私自身ほんの一時

ではあったが、パラリン

ピアンの方々と街のバリ

アフリー化を検証する機

会を得た。

しかしながら多様性や

共生の理解、その出会

いは、依然として障害者問

題やパラスポーツを愛す

る関係者にとどまってい

るのではないかとの危惧

もある。多様性と調和は

オリパラを体験した関係

者だけのレガシーであっ

てはならない。これから

しばらくはパラスポーツ、

東京2020大会に直接

関わった関係者の行動が

極めて重要であると思わ

れる。大多数の傍観者を

少しでもなくしたい。

自治体政策の ススメ

バリアフリー再検証③

2/25

東洋大学名誉教授

高橋 儀平

バリアフリーが国内で本格的に動き出したのは1970年代後半。90年代初頭に制定された福祉のまちづくり条例や94年のハートビル法（建築物のバリアフリー法）の成立を経て、2000年に交通バリアフリー法が制定された。その後、急速に全国の駅や公共施設でバリアフリー化が進む。06年には建築物と交通機関のバリアフリー化を統合したバリアフリー法が制定され、整備ガイドラインも度々、改善されてきた。全国どの都市でもある程度、観光地でも車いす使用者が移動できるようになってきた。しかし今一番大きな問題はバリアフリーの根源が社会環境や対人関係に起因しているという、いわ

法・基準の順守だけでなく

ゆる障害の「社会モデル」基準を順守しているから
の考え方が浸透していない十分であると思いがち設計
ということ。東京パラ 計者の姿勢から生じる。
大会を契機に理解されて 法や基準の順守は当然で
進んでいるとみるのはこ はあるが、大切なのは設
く一部の関係者だけであ 計した結果、どう使われ
り、障害当事者を含めて ているかを確認している
家族間でも同様である。 である。

どこかで「できないこ バリアフリー設計した
と」と「障害」を結び付 箇所がどのような人が利
けてはいないか。特に障 用でき、どのような人が
害者政策やバリアフリー 利用できにくいかをしっ
に關わる人自身がそのよ かりと想像できれば、恐
ろに捉えてしまうことほ らく間違ったバリアフリ
ないか。私自身も反省す ーにはならない。

ることが度々ある。社会 加えて、整備後の日々
環境に問題があると真に の維持管理である。例え
理解しているのであれ ば、破損したままの点字
は、具体的な改善策を講 ブロックが放置されたま
じて「良いバリアフリー」 まの状態をあなたは見た
につながらずだ。「間 ことがないだろうか。気
違ったバリアフリー」と づいたあなたがすぐに道
は理解しているつもりに 路管理者に知らせれば、
なっていること。「間違 「良いバリアフリー」に
い」はバリアフリー法・ 変化する。

東洋大学名誉教授

高橋 儀平

東京2020大会をきつかけに、公共トイレのあり方が大きく変わろうとしている。トイレによる共生社会に向けた実証実験である。今回は「オールジェンダートイレ」について取り上げる。オールジェンダートイレを正確に説明することは難しい。性差を問わないトイレと言えるが、一般的には男女共用トイレという言い方でひとくくりにしている。大切なのは、様々な利用者のニーズを可能な限り反映し、かつ個の尊厳を大切にしたいトイレ環境の整備である。

「オールジェンダートイレ」とは

ティー対応などで男女共り、トイレの選択肢がな用トイレのニーズが高まただけに必要性が極めてり、多様な公共トイレの整備が進行している。国立競技場や都立の各競技施設では、積極的に男女共用トイレの整備が進められた。残念ながら基本、無観客となったが、新たな公共空間の出現である。各競技施設では異性の同伴者や介助の使用をイメージして共用化したが、単独で使用する一般便房での共用化もニーズは高い。

一般便房の男女共用化は公衆トイレ、中学、高校、大学、オフィス、庁舎などで増加すると考えられる。特に中学校、高校では利用対象となる生徒の絶対数は少ないが、大切な思春期に差し掛か

渋谷区で展開されている「TOILET TOKYO」プロジェクトでは完全個室型の男女共用公衆トイレが恵まられた。比寿駅前に出現した。品川区の大井町駅前公衆トイレも個室分散型であり、ほぼ同時期の整備が今後の公衆トイレの整備の在り方が読み取れる。海外で見られる個室型オールジェンダートイレが

ようやく市民権を獲得し始めているのである。共生社会は多様性を認め合う持続的な社会である。公共トイレはストレスなく誰にでも公平感をもち利用できるようにしなければならない。

東洋大学名誉教授

高橋 儀平

国土交通省から2021年3月、公共トイレのあり方を示唆する重要な報告が公表された。一つは「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」、もう一つは「改正建築設計標準」である。多様な利用者のニーズに対応したトイレ整備の検討が同時並行で進められ、バリアフリー法に基づく建築設計標準の改正につながった。

主要論点の一つは、複数人の介助を要する人が一緒にトイレを利用することができる車いす使用者用トイレの広さの確保である。現行のトイレ内部を見ると、便器や手洗い器の後ろに配管スペースが20〜30センチ、室内側に出ており、車いすの移動や転回、介助に制限を受ける場合がある。そ

誰一人取り残さない仕様に

ここで配管スペースを含まない比較的に長い。加えて、高齢者空間の広さを標準化し、ゆとりのある広さを確保した。建築設計標準では具体的な寸法として、トイレ内の車いす回転径をそれまでの直径150センチから180センチに広げた。そこで、改正建築設計標準全ての車いす使用者用トイレでは、多機能トイレ内の個別で採用できるかは難しいが、施設の用途や規模等により対応ができる箇所では推奨したい。

もう一点は、多機能トイレからバリアフリートイレへの変更である。やはり一つの便房に多様な設備機能を取り入れると利用者は重なりやす。これまでの利用対象者は車いす使用者、乳幼児連れ、オストメイト（人口膀胱、人工肛門装着者など）の方で、あるが、いずれも利用時間が

比較的に長い。加えて、高齢者空間の広さを標準化し、ゆとりのある広さを確保した。建築設計標準では具体的な寸法として、トイレ内の車いす回転径をそれまでの直径150センチから180センチに広げた。そこで、改正建築設計標準全ての車いす使用者用トイレでは、多機能トイレ内の個別で採用できるかは難しいが、施設の用途や規模等により対応ができる箇所では推奨したい。

もう一点は、多機能トイレからバリアフリートイレへの変更である。やはり一つの便房に多様な設備機能を取り入れると利用者は重なりやす。これまでの利用対象者は車いす使用者、乳幼児連れ、オストメイト（人口膀胱、人工肛門装着者など）の方で、あるが、いずれも利用時間が

自治体政策の
ズズメ

行政でユニバーサルデザインを推進する際のバリアーを検証してみたい。一つは残念ながらユニバーサルデザインへの無理解あるいは本気度不足である。例えば担当職員が推進したいといつても、庁内の判断力（行政計画での記載も含めて）や財政措置の裏付けの可能性が困難、条例も含めて法制度での要求範囲が明確に示されていないという理由もある。特に多いのが、郡区外に先例がない事例が少ない、周りの自治体がやっていないなどである。大体、推進したくない場合に利用するいつもの決まり文句。担当職員がきちんと対峙しないでこうしたコメン

当事者に聞く姿勢を持つ

バリアフリー再検証⑦

東洋大学名誉教授
高橋 儀平

トが差せられる。時には住民の意向を聞いてからとなるのであるが、その場合も進めたくない理由が少しでも教学に表れると時期尚早となる。いつでもこんな時でも「バリアフリー」はく身近に出現する。そうするとどうなるか、住民は議員や市長へ、トップ交遊にシフトしていかざるを得ない。あまり良くないのだが、こうした立場の方々とかなりのコミュニケーションが取れていると、そんなに待たなくてもユニバーサルデザインやバリアフリー整備が実現してしまうことがある。しかし一方で、地道な取り組みも不可欠である。それは先を読む力である。職員に関

心と経験があれば、市民がいま要望していることが個人的問題なのか、市民全体にかかわる問題なのか、解決につながるのかを容易に判断できる。

そのためには庁内での職員専門教育を重視しておきたい。しっかりと時間を確保し、専門分野の知見を学習してもらい、判断力・決断力を養う。短期間の着任期間であつても同様である。市民に言い訳は通用しない。そうすれば、ユニバーサルデザイン業務をコンサルタントに発注する際の仕様書や要求水準を自治体独自で作成できる。バリアフリーやユニバーサルデザイン業務はかなりの幅広い経験が必要である。一人ひとりのコースをあらかじめ理解することは現実的に困難である。しかしウハウハは簡単で、分らなかつたら当事者に聞く姿勢をもつこと、それが大きな推進力となる。

自治体政策の
ズズメ

2020年5月、バリアフリー法が改正され、公立小中学校のバリアフリー化が義務付けられた。既存の学校や私立学校も整備や改善が求められる。バリアフリー法自体はその対象が物理的な環境整備のみだが、校舎が変われば児童・生徒を受け入れる先生も教育も変わらざるを得ないのではないかと期待している。もちろん、どの学校で学ぶかを決定するのは本人であり保護者である。少なくとも障害があるから特別支援学校や特別支援学級しかない選択肢は基本なくなつたと言つてよい。「多様性との調和」は、障害のある子とない子が通える学校を分離して、調和・交流するのではなく、地域の学校の一つの教室で色々な児童

小さい時からみんな一緒

・生徒が存在しえること、一緒に学ぶことを意味している。そのことを大前提に行きたい学校を選べばよいのである。一緒に学ぶ教育の成果は20年後、30年後かも知れない。あるいは成果が出ない可能性だつてある。学校の施設も同様である。都内に限らず全国各地で学校の改築や築廃合が活発に行われている。文部科学がバリアフリー助成を強化したといつても財源の基本は地方公共団体にある。教育とその器はいずれも時間がかかるものばかり。だからこそ、できる限り小さい時から、早い段階から、みんなが一緒に学ぶことができる大切な空間をつくる計画に着手する必要がある。

校舎の各階には車いすトイレを作り、同じ学年に複数の車いす使用の児童・生徒がいても次の授業に遅れないようにする。授業に疲れた時や、気持ちのバランスが取れなくなつた時には教室の後ろのソファで休めたり、教室の片隅にある仕切られたコーナーで一息つく、そんな学校が欲しい。40年以上前にスウェーデン北部のウメオで見学した中学校はそんな感じの公立学校だつた。公立小中学校の大半は災害時の避難所。年齢も障害の有無も問わず地域の誰もが避難する。その時に困らない多様なトイレやエレベーターの設備、ゆとりのある学校空間をコロナ禍の今だからこそしっかりと計画し前に進めたい。

バリアフリー再検証⑥

3/18

東洋大学名誉教授
高橋 儀平

自治体政策の ススメ

前号の続きになるが、行政がバリアフリーやユニバーサルデザインを進める上でユーザーの参画は不可欠である。

バリアフリーやユニバーサルデザインは理解が深まれば深まるほど多様なニーズがあることに気づき、個別解の奥行きを知ることになる。しかし、個別解が様々といつてもまずはニーズを確認することから始めなければ一歩も前には進まない。分かったつもりで制度やガイドラインのみを見ていくと大きな批判を浴びることがあり、「私には使えない」と言われてしまう(自省)。整備の方向を示すガイドラインは一般的には共通の方針しか記述されていない。

一歩前へ、 誰一人取り残さない

バリアフリー再検証⑧

東洋大学名誉教授

高橋 儀平

個別解を知るための力金は対話である。重要なのはその際に聞きやすいユーザーと聞きにくいユーザーを分けてはいけないということである。ワークショップを行う場合も、日頃のコミュニケーションのしやすさから参加を呼び掛ける障害者(団体)を選別する場合がある。協力の度合いはあれ、まずは事業に賛同する人たちも賛同しない人たちも同じテーブルに引っ張り出す。別のテーブルにしない。これが「多様性との調和」「インクルーシフ」の鉄則。担当者には多少厳しくてもこの作業を怠ってはいけないと思う。

長く業務に関わると、職員が意に出さないまでも、どうしても住民を選別してことを始めてしまう。職員だけではなく住民や障害当事者も専門家も同様である。典型的なのは区画整理事業や市街地再開発事業である。一定の地権者が必ず取り残される。

でも慌てない。最初は難しいと感じても少しずつバリアフリー事業の経験を積むことで、苦手だった住民や障害のある当事者との対話が好きになる。なんでも「学ぶ」気持ちがあれば、バリアフリーやユニバーサルデザインが楽しくて面白いと思えるものに確実になる。

未来に向けたインクルーシフなまちづくりは今、始まったばかり。地域・職場で自ら手を挙げて、バリアフリーのマスタープランやバリアフリー基本構想をやってみませんか(笑)。コロナ禍で生まれた新たな「距離」感をくつと身近に感じられる共生社会の一歩へ。

〓おわり